［七～九　略］

２　［略］

（標識の様式等）

第三十四条の六十三の十二　［略］

２　法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、当該電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供する方法とする。

３　［略］

（廃止の届出等）

第三十四条の六十三の六十九　［略］

２　法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行う電子決済等取扱業者は、同項の規定による掲示の内容を当該電子決済等取扱業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

３　［略］

４　電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告をしたことを証する書面を添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

５　［略］

別紙様式第10号の２（第34条の２の35第１項関係）　［略］

別紙様式第17号（第34条の40第１項関係）　［略］

別紙様式第18号（第34条の59第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

銀行代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

［略］

［１～３　略］

４　使用人の状況

［表略］

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における銀行代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　［略］

［５・６　略］

［七～九　同上］

２　［同上］

（標識の様式等）

第三十四条の六十三の十二　［同上］

２　法第五十二条の六十の九第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

３　［同上］

（廃止の届出等）

第三十四条の六十三の六十九　［同上］

２　法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

３　［同上］

４　電子決済等取扱業者は、法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

５　［同上］

別紙様式第10号の２（第34条の２の35関係）　［同左］

別紙様式第17号（第34条の40関係）　［同左］

別紙様式第18号（第34条の59第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

銀行代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

［同左］

［１～３　同左］

４　使用人の状況

［同左］

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における銀行代理業に従事する使用人について記載すること。

２　［同左］

［５・６　同左］